

6

届出のあらし

景観形成地区内で工事をおこなう場合は、豊橋市まちづくり景観条例に基づき、事前に市への届出が必要です。市は届出の内容がこの基準に適合しているか確認し、必要に応じて助言や指導をおこないます。ひとりひとりが基準に適合するよう努め、統一感のある美しいまち並みをつくりましょう。

(1) 届出時期

■届出は、行政上の手続（建築確認申請など）の**4週間前まで**（行政手続きを要しない場合は、行為に着手する4週間前まで）をお願いします。

(2) 届出が必要な行為

■届出対象行為

- ①建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは大規模な修繕・模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
- ②広告物の設置、改造、移転、撤去又は表示内容若しくは色彩の変更
- ③駐車場の設置、屋外設備の撤去等

■届出対象とならない行為

- ①軽微な維持管理行為
- ②災害のために必要な応急措置
- ③工事のための仮設建築物及び仮設工作物の設置
- ④地下に設置するもの
- ⑤除却行為（広告物及び屋外設備は除く）

(3) 届出書の内容

■建築物・工作物の新築等

- ①届出書
「まちづくり景観形成地区内行為届出書」
- ②添付図書
位置図、配置図、平面図、立面図、現況写真
※図面は、外観の仕上げ材料や色彩等について具体的に図示し着色してください。
- ③必要部数
2部（内容の確認処理後、1部を返却します。）

■広告物の設置等

- ①届出書
「まちづくり景観形成地区内行為届出書」
- ②添付図書
位置図、配置図、意匠図、現況写真
※図面は、外観の仕上げ材料や色彩等について具体的に図示し着色してください。
- ③必要部数
2部（内容の確認処理後、1部を返却します。）

※届出に関する詳細は、豊橋市都市計画課 ☎(0532) 51-2616までお問い合わせください。